

津波対策 – 津波襲来時の作業員の対応と避難との関係 –



ワーキングの詳細
はこちらから

論点No.38

防潮堤の設計の基準としている大津波が襲来するような場合には、作業員は放水路ゲートの閉止などの必要な作業をするとともに避難もする必要があると思うが、両者の関係についてはどのように整理しているのか。

第21回ワーキング
(2022.7.29) で議論

ワーキングチーム検証結果

放水路ゲートの閉止などの津波襲来時に必要な操作は、水密化した原子炉建屋内から対応できること、また、災害対策要員は、水密化された建屋内や所内の高所等に移動することで、発電所が津波で被災した際にも迅速な対応が行えるよう備えていることなどを確認。

ワーキングチーム検証結果 (抜粋)

○津波襲来時の対応

- ・発電所に津波が襲来するおそれがある場合、人命を最優先として避難活動を行う。この際、発電所の非常対応業務の有無に応じて移動先が分かれる。
- ① 発電所の非常時対応に関係しない見学者や一般作業者等
⇒ 発電所外の高台に避難
- ② 運転員を含む災害対策要員
⇒ 運転員は原子炉建屋内の中央制御室へ移動
⇒ 運転員以外は所内高所の緊急時対策所に移動
- ・災害対策要員は、これらの安全な場所で津波や発電所の状況を監視し、津波で被災した際に迅速な対応が行えるよう備える。



津波襲来時の対応概要

○津波襲来時の運用対策

- ・津波発生後速やかに実施すべき操作は以下のとおりであり、全ての操作は水密化した原子炉建屋内の中央制御室から遠隔で可能
- ・想定する津波が発生してから到達までの時間(約37分)までに操作可能

津波襲来時の運用対策フロー

